

1 お知らせ

◆十和田市役所の住所

〒 034-8615

十和田市西十二番町6番1号

◆十和田市役所の電話番号

(代表) 0176-23-5111

※土・日曜日、休日は閉庁

◆市ホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp/>

QRコードはこちら▶



QRコードは例ソーウェーブの登録商標です。

◆お知らせの表記

申…申込先

問…問い合わせ先

「申し込み方法 (★)」…申請書や申込書などは、担当課に備え付けまたは市ホームページからダウンロードできます。

※費用の記載がないものは無料です。

乱丁・落丁がある場合はお取り換えしますので、ご連絡ください。

暮らし

令和8年十和田市消防出初式

とき・ところ 1月 18日(日)

▶午前9時～ 市長巡閲、分列行進ほか (官庁街通り) ▶午前10時～ 式典 (市民文化センター)
※午前8時から10時まで官庁街通りが通行止めになります。また、午前8時に消防本部のサイレンが鳴りますので、火事と間違えないようご注意ください。

問十和田消防本部警防課

☎ 0176-25-4111

償却資産の申告を受け付けします

市内で事業 (農業を含む) を営む個人および法人は、事業に使用している資産を償却資産として申告する必要があります。適正な固定資産税の算定のため、忘れずに申告してください。

申告期間 1月 5日(月)～2月 2日(月)

問問税務課☎ 0176-51-6769

避難行動要支援者名簿に登録しましょう

■避難行動要支援者名簿とは

災害時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする人をあらかじめ登録し、災害発生に備えた避難支援の体制づくり、災害時の安否確認などに活用します。

■申請方法

- ▶生活福祉課に備え付け、または市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入の上、申請してください。
- ▶本人の申請が難しい場合は、家族などによる代理申請もできます。

問問生活福祉課☎ 0176-51-6718

■名簿の登録対象者

- ▶満70歳以上の1人暮らしの人、または満70歳以上の人で構成された世帯の人
- ▶介護保険の要介護認定3以上の人
- ▶身体障害者手帳等級1・2級の人 (心臓・腎臓の障がいのみの人を除く)
- ▶愛護手帳A判定の人
- ▶精神障害者保健福祉手帳等級1級の人
- ▶その他支援を必要とする人 (難病を有する人など)

市ホームページはこちらから▶



繰下げ受給をすることで年金を増額することができます

老齢基礎年金と老齢厚生年金は、65歳で受け取らざるに、66歳から75歳までの間で繰り下げて受け取ることができます。繰り下げた期間に応じて年金額が増額されます。老齢基礎年金と老齢厚生年金を別々に繰り下げすることもできます。

繰り下げた場合の増額率 (受給率) や繰り下げの手続きについては、65歳の年金請求手続きの前にご相談ください。

問問保年金課☎ 0176-51-6753

八戸年金事務所☎ 0178-44-1742

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください▶



交通遺児援護金を支給します

交通事故によって父や母を失った交通遺児の保護者に援護金を支給します。

対象 令和8年1月1日時点で、義務教育終了前であって、市内に住所を有する交通遺児の保護者

援護金 15,000円

申請期間 1月 5日(月)～30日(金)

※詳しくはお問い合わせください。

問問こども支援課☎ 0176-51-6716



▲中央家保ホームページ



▲eMAFF